

北洋ダイレクトご利用規定 新旧対照表（平成26年11月10日改正）

（線は改正部分）

改正前	改正後	備考
<p>1. 北洋ダイレクト（インターネットバンキングサービス・モバイルバンキングサービス）</p>	<p>1. 北洋ダイレクト（インターネットバンキングサービス・モバイルバンキングサービス）</p> <p><u>(4) ワンタイムパスワード（ソフトトークン）</u></p> <p>①サービスの内容 ワンタイムパスワード（ソフトトークン）とは、本サービスの「インターネット」の利用に際し、スマートフォンまたは携帯電話にダウンロードしたパスワード生成機により生成・表示され、一定の時間を経過すると変化する可変的なパスワードです。</p> <p>②サービス利用者 北洋ダイレクトの「インターネット」契約者とします。</p> <p>③サービス利用方法 ワンタイムパスワード（ソフトトークン）の「利用申込」は、ログイン後のソフトトークン利用申込画面から行ってください。利用申込後アプリケーションのダウンロードを行い、必要に応じて当行所定の方法によりワンタイムパスワード利用開始手続きを行うものとします。</p> <p>④ワンタイムパスワードの解約 ワンタイムパスワードの利用を解約する場合は、お客さまが「インターネット」の画面上でワンタイムパスワード利用解除の手続きを行うことで解約することができます。契約者自身の操作でワンタイムパスワードの利用解除ができない場合は、当行所定の手続きが必要となります。 携帯電話の機種変更を行う場合は、事前に「インターネット」より、ワンタイムパスワードの事前解除を行うものとします。利用解除せずに携帯電話の機種変更を行った等の理由で、契約者自身の操作でワンタイムパスワード利用解除ができない場合は、当行所定の手続きが必要となります。</p> <p>⑤ワンタイムパスワードの管理 ワンタイムパスワードは厳重に管理し、第三者に開示・譲渡・貸与できません。また、トークンとして利用している端末を紛失、盗難に遭わないよう十分注意してください。ワンタイムパスワードの管理においてお客さまの責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。 ワンタイムパスワードを当行所定の回数、連続して誤入力された場合は、当行は本サービスの取扱を停止します。お客さまが利用の再開を依頼する場合は、当行所定の方法で当行に届け出てください。</p>	<p>追加</p>
<p>3. 取引の依頼・確定・成立・確認 (1) 代表口座等の届け出</p>	<p>3. 取引の依頼・確定・成立・確認 (1) 代表口座等の届け出</p> <p>④本サービスを利用するためには、Eメールアドレスの登録を必須とします。お客さまがご登録いただいたEメールアドレスあてに振込・振替等のお取引（受付）結果をお知らせします。</p>	<p>追加</p>

改正前	改正後	備考
<p>3. 取引の依頼・確定・成立・確認 (5) 取引内容の確認</p> <p>②日付指定取引を利用した場合は、日付指定日が取引成立日となりますので、指定日当日に必ず前項により確認して下さい。お客様のお引き出し指定口座から振替・振込資金、振込手数料、各種手数料等を引き落としできなかった場合、当行所定の方法によるEメールアドレスのお届けがあれば、Eメールにて通知します。Eメールアドレスのお届けがない場合、当行はお客様に対して特に通知しませんので、予めご了承下さい。</p>	<p>3. 取引の依頼・確定・成立・確認 (5) 取引内容の確認</p> <p>②日付指定取引を利用した場合は、日付指定日が取引成立日となりますので、指定日当日に必ず前項により確認して下さい。お客様のお引き出し指定口座から振替・振込資金、振込手数料、各種手数料等を引き落としできなかった場合、当行所定の方法により、お届けのEメールアドレスへEメールにて通知します。</p>	変更
<p>6. E d yチャージサービス（「モバイル」のみの取引です。） 省略</p>	<p>6. E d yチャージサービス（「モバイル」のみの取引です。） 全文削除</p>	削除
<p>7. 照会サービス 省略</p>	<p>6. 照会サービス 同左</p>	
<p>8. 住所変更（「インターネット」のみの取引です。） 省略</p>	<p>7. 住所変更（「インターネット」のみの取引です。） 同左</p>	
<p>9. 公共料金自動支払（「インターネット」のみの取引です。） 省略</p>	<p>8. 公共料金自動支払（「インターネット」のみの取引です。） 同左</p>	
<p>10. 会員カード、パスワード等の管理、セキュリティ等 省略</p>	<p>9. 会員カード、パスワード等の管理、セキュリティ等 同左</p>	
<p>11. 取引内容の記録等 省略</p>	<p>10. 取引内容の記録等 同左</p>	
<p>12. 届出事項の変更等 (1) 変更の届出</p> <p>本サービスにかかる印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。届出事項の変更は当行の手続きが完了した時から有効とし、手続完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。</p>	<p>11. 届出事項の変更等 (1) 変更の届出</p> <p>本サービスにかかる印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。届出事項の変更は当行の手続きが完了した時から有効とし、手続完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p><u>Eメールアドレスの変更があったときは、直ちに登録を変更してください。登録の不備により生じた損害については当行は責任を負いません。</u></p>	追加
<p>13. 海外からの利用 省略</p>	<p>12. 海外からの利用 同左</p> <p>13. 反社会的勢力の排除 契約者は、契約者自身が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼう</p>	追加

改正前	改正後	備考
<p>14. 解約 ①から⑤</p> <p>省略</p>	<p><u>ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</u></p> <p><u>(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>14. 解約・一時停止</p> <p>①から⑤ 同左</p> <p>⑥ 以下のAからCの事由が一つでも生じた場合</p> <p>A 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p><u>(a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>B 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p><u>(a) 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>(e) その他前記A からD に準ずる行為</u></p> <p>C 契約者が、第13条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(5) 一時停止</p> <p><u>当行は、本サービスを提供することが不適切であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u></p>	<p>追加</p>